

## 令和4年度からの市・県民税の税制改正等について

### 【住宅ローン控除の特例期間の延長】

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。

<住宅ローン控除期間>

入居した年月	平成21年1月から 令和元年9月まで	令和元年10月から 令和2年12月まで	令和3年1月から 令和4年12月まで
控除期間	10年	13年※1	13年※1※2

※1特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の額が10%の場合に限ります。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した方は、控除期間が10年となります。

※2特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

### 【セルフメディケーション税制の見直し】

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、令和9年度課税まで延長されました。

### 【退職所得課税の見直し】

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員以外の退職金についても、雇用の流動性等に考慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。

※令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等について適用されます。